

## 第22期 第27回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年10月24日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	二本柳 勝
〃	松 下 誠四郎	
〃	宮 野 昭 一	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美奈子
	非常勤事務員	鳴 海 留美子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤一郎
	三八地方水産事務所 所 長	田 村 直 明
	下北地方水産事務所 副所長	泉 田 哲 志

#### 4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認  
について

#### 5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：申請どおり承認することに決定された。

## 6 議事の経過

### 会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第27回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第27回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

### 委 員

(「異議なし」の声あり。)

### 会 長

それでは、富田委員と坂岡委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

### 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったもので詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県からの補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から説明させていただきます。

資料の方、1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、漁業を営む者の資格と許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等について説明させていただきます。

まず最初、あんこう固定式刺し網漁業でございます。

2ページ、2段に分かれておりまして、上段は、風間浦漁協下風呂地区の漁業者ということになります。許可すべき船舶の数は10隻、2ページ下段は、風間浦漁協易国間支所の地区の漁業者ということで2隻となっております。3ページ目に引き続きまして、3ページ目は、風間浦漁協蛇浦支所の漁業者ということで、3隻となっております。

続いて、4ページを御覧ください。

しらうお汽船船びき網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、八戸みなと漁協の組合員行使権者ということで、許可すべき数は1隻となっております。

続いて、5ページに参ります。

ほっきがい雑けた網漁業でございます。

4段に分かれておりまして、上段から、八戸みなと漁協で8隻、2段目が、市川漁協で3隻、次が、百石町漁協で33隻、一番下が三沢市漁協で40隻となっております。

県からの補足説明は以上のとおりでございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

## 委員

（「ありません」の声あり。）

## 会長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

## 委員

（「異議なし」の声あり。）

## 会長

なしと認め、それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

それでは、御説明いたします。

資料、前後いたしますが、資料3を御覧ください。

いか釣りの承認漁業における相続、承認、代船等に当たらない新規操業承認については、対象者のこの内規において委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかどうかを御審議いただく必要があるとされています。

戻りまして、資料の1を御覧願います。

去る2月6日付で発動された委員会指示に基づき、今回、資料1のとおり、階上漁協から新規申請が1件ありました。

これは、漁業経営の安定を理由とするもので、漁協からの副申により適確であることが確認されております。

次に資料の2を御覧ください。

令和4年度いか釣り承認件数と本年度の申請件数を比較した表になります。東部管内においては、昨年の承認件数に対して減少傾向にあり、漁協からの副申にあるとおり、着業により沿岸漁業の振興等に寄与すると判断しております。

よって、今回の新規申請については、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

## 会 長

次に県から説明をお願いします。

## 水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

## 会 長

三橋副参事。

## 水産振興課 三橋副参事

議案第2号につきましては、県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

御質問、御意見もないようですから、今回、申請のあった新規操業を認めることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

それでは、そのとおりと決定し、承認することといたします。

これで、議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」を事務局から報告願います。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

報告資料を御覧願います。

これは、令和5年8月31日付で全漁調連から令和5年度の要望活動結果についてということで、その内容が送付されております。

令和5年7月11日に実施した要望活動に係る関係省庁からの回答になります。

早速、中身になりますが、資料の5ページ目を御覧願います。

1の②、太平洋クロマグロの資源管理に関する項目になりますが、この中で新規の

要望となっております「ウ」の部分、中段のアンダーバーの、下線部分になりますが、読み上げます。

大臣許可漁業に対し、I Qによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

これは、当委員会からも出されている内容ですが、この回答といたしまして、右側の5になります。

下線部分になります。

水産庁からの回答によりますと、大臣許可漁業者との漁場競合について、沿岸漁業者とのトラブル回避のために必要な場合には業界団体を通じて周知するので、周知すべきルールがあれば、情報提供いただきたい。という回答をいただいております。

次に、次のページの6ページを御覧ください。

1の③、左側ですね、1の③についてです。

これにつきましては、1の③のアの部分になります。

広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認のあり方や承認条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ、大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理(属人管理)ではなく、大臣管理として国で管理すること。

という要望が出されております。

これにつきましては、2の部分になりますが、大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっていると。ご要望にある沿岸まぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県において管理手法の検討をしていただきたいが、知事管理上支障があるような操業をする沿岸まぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については、個別にご相談いただきたい。

こういう回答を得ております。

次に飛びまして、8ページを御覧願います。

8ページの左側の3という部分になります。

これは、遊漁者関係についての要望になりますが、これは下段になります。

真ん中より下になりますが、また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。

こういう内容の変更による要望に対しまして、水産庁からは、報告の期限について、2のところです。

また、報告については、今年度から、陸揚げ後10日から5日に短縮し、迅速な報

告を求めていることに加え、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、採捕停止の際は、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を行っている。ということです。

あと、3の部分ですが、更に都道府県や海上保安庁とも連携し、疑義情報に基づく立入検査等を行い、委員会指示違反者に対しては指導文書を発出するとともに当該情報を水産庁ホームページやSNSで公表しているところである。こういう回答を得ております。

続きまして、10ページ目、1の③の部分です。

沿岸漁業と沖合漁業の調整、これにつきましては、継続ではありますが、この回答の中で3の部分になります。

八戸沖のスルメイカの操業については調整会議を持っていると。そういう参考事例として回答をいただいております。

ということで、他につきましては、各自において一読をお願いします。

事務局からは以上です。

## 会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

御質問もないようですので、それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第22期第27回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時46分